

## ◆特集◆ 「デートDV」について考える

### 自分も相手も大切にできる？

若年層における交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」による被害は、近年深刻さを増しています。当センターで開催した若年層向け啓発セミナーでは、立命館大学教授の斎藤真緒先生を講師に迎え、「よりよい男女のパートナーシップ」をテーマに、現代社会における恋愛とデートDVの関係について大学生が学びました。特集ページにてポイントをご紹介します。

SNS  
ソーシャル  
ネットワーク  
サービス

スマート  
フォン

**身体的暴力**  
腕などをつかむ、殴る、ける、つねる、物を投げる

**性的暴力**  
性交の強要、避妊拒否、わいせつ画像を見せる

**心理的暴力**  
怒鳴る、おどす、無視する、バカにする

**経済的暴力**  
お金を返さない、デート費用をいつも払わせる

**社会的暴力**  
交友関係や行動を制限・監視する



平成29年12月3日に開催したフェスタの様子をご紹介します。



### < CONTENTS >

- ★事業レポート
  - ・水無田気流さん講演会
  - ・G-NETしがフェスタ2017
- ★しがWO・MANネット講座

「G-NET しが」とは…

滋賀県立男女共同参画センターの愛称で、「Gender-Networkしが」の略。  
ジェンダー問題を見据えて、男女共同参画のネットワークを広げていこうという思いをこめたものです。

ほか

# 特集「デートDV」について考える

もはや「夫婦喧嘩」で済まされない「犯罪・人権侵害」として社会問題化してきたDV（ドメスティック・バイオレンスの略）。そして近年、若者との間で増加傾向にあるスマートフォンなどを用いたデートDV。楽しく心地よいはずの恋愛が、「傷つく」「耐える」恋愛にならないでしまうか？

若年層向け男女共同参画啓発セミナー（平成29年12月16日開催）にて斎藤真緒先生よりご講義いただきました。

## ～はじめに～

DVとは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、無視したり、人前で怒鳴ったりする精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要する性的暴力も含まれます。これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰り返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くあります。

近年、DVは10～20代の未婚のカップルでも広く起きています。これを「デートDV」と呼びます。恋愛関係になった途端に、相手の態度が急に変化して、命令したり、監視したり、暴力をふるったり、だんだんエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。



## ■若者の恋愛の背景

増加傾向にあるデートDVの背景には、「恋愛プレッシャー（恋愛しなければならないという同調圧力）」や「スマホなどパーソナルメディアを用いた束縛」、「束縛＝愛情という思い込み」が大きく関わっています。

自分に恋人がいることが、友人同士での優位性を確保するための手段となり、「とりあえず付き合う」ことが優先されてしまいます。また、「恋愛しなきゃ」という心理を煽るTVや雑誌、マーケットの影響もあり、自分としての恋愛イメージが欠落した状態で「さびしさから逃げる」ための恋愛になっている場合もあります。その結果、本来はコミュニケーションにより互いの違いやプライバシーを尊重し、人間性を高めていくことが「恋愛」の価値なのですが、ベタリとした親密度の高い付き合い方になりがちで、過干渉や束縛につながっていきます。

特に、スマートフォンへの依存度が高い若者は、孤立する不安から通話・メールによる束縛やGPS機能を用いた監視アプリなどを容認してしまう危険があります。

## ■スマホ・SNSの恋愛関係への影響

一般的な親世代が持つ恋愛に対するイメージには、相手との「なかなか縮まらない距離」や「すれ違い」によるドキドキ感もありました。一方、現在はスマートフォン・SNSの普及によって、リアルタイムで相手とつながることが可能となりました。しかし、つながることの安心はつながらないことの不安を生み出し、孤独耐性の低下やプライバシー感覚の変容を招いています。

恋愛関係の「濃密化」（プライバシーの欠如）と「拡張化」（見知らぬ他者に対する抵抗感の低下）は、「リベンジポルノ」などの犯罪につながるリスクがあるといえます。



## ■恋愛とデートDV

恋愛関係における問題は、「イヤなら別れればいいじゃない」などと簡単に思われていて、個人的な問題として軽視されがちです。また、人権意識や女性のライフスタイルの変化など、社会状況が大きく変化しているにもかかわらず、ジェンダー（社会的性差）に由来する慣習や意識の根底にある「力と支配の関係」により、デートDVから抜け出しが難しいです。

「経済的暴力」に関しては男性の被害が多いのですが、これは「デート代は彼氏が支払うもの」という意識が背景にあります。恋愛においては、自然な形で「割り勘」ができる、そのような言葉掛けや心遣いが大事です。どのように対等な人間関係を実践していくのか、これは若者だけでなく社会的な課題です。



## ■よりよいパートナーシップのために

恋愛には一人の人と深くかかわる素晴らしいと難しさがあります。若者にとっては、大人になるチャンスであり、コミュニケーションスキルの向上、つまり、他者との「距離」を学ぶ絶好の機会です。自分自身であり続けること、そして他者とともに生きる作法を身に付けるには、自分自身の生活における優先順位が大事です。よりよいパートナーシップとは、「対等な関係」であり、自分の思い通りや相手任せはNGです。それは「怒らない」ことではありません。怒りの感情を伝える「アイ・メッセージ」（なぜ自分はそうしてほしいのかを、相手がキャッチできる言葉で伝える）は、恋愛だけでなく、よりよい人間関係を築く上でも大切です。

また、感情のブレーキが効かないデートDVで、被害者にも加害者にもならないためにも、冷静な「つっこみ」をしてくれる友だちや信頼できる（お手本となる）大人を見つけてください。そして、そういう第三者になってください。

最後に、若い人は新しい恋愛文化のバイオニアです。背伸びしている自分ではなく、素の自分を認めてくれる相手との素敵な恋愛に出会えることを願っています。

内閣府は、DVに該当する4つの要素を定めている。

- ①殴る・蹴るなどの「身体的暴行」
- ②他の異性と会話をさせないなどの「心理的攻撃」
- ③無理やり性的な行為を強要するなどの「性的強要」
- ④デート費用などをいつもパートナーに支払わせる「経済的圧迫」

また、「男女間における暴力に関する調査報告書」（内閣府、平成27年）によると、交際相手からの被害が「あった」と答えた女性は19.1%、男性では10.6%となっている。

## 親しい人間関係の中で起こる暴力（滋賀県）

夫婦や恋人など親しい男女間で起こる暴力について、経験したり見聞きしたことがある女性の割合

- 直接経験したことがある…13.9%（約7人に1人）
- まわりに経験した人がいる…27.9%

資料：滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査結果」（平成26年度）

## ＜デートDVに関連する法律＞

- ◆「DV防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者間（事実婚、同棲を含む）の暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制は整備されてきた。しかし、交際中のDVは適用外である。

- ◆「ストーカー規制法」（ストーカー行為等の規制等に関する法律）  
平成28年の改正で、電話やメール送信などの「つきまとい行為」にSNSによる嫌がらせを追加するなど、対象範囲を広げている。

- ◆「リベンジポルノ規制法」  
(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)  
元交際相手等への嫌がらせや仕返しとして、私事性的画像をインターネットに無断で掲載する行為を規制し、罰則を定める。



## 斎藤 真緒 さん プロフィール

立命館大学産業社会学部教授

（専門：家族社会学）

- ◆思春期保健相談士

- ◆男性介護者と支援者の

ネットワーク運営委員・事務局

- 主著：

『ジェンダーで学ぶ社会学〔全訂新版〕』

（共著、世界思想社）

『男性介護者白書』（共著、かもがわ出版）

『ボランティアの臨床社会学』

（共著、クリエイツかもがわ）

『家族介護とジェンダー』

平等をめぐる今日的課題—

男性介護者が問いかけるもの』

（『日本労働研究雑誌』）

# 「よりよいパートナーシップのために」学生による交流会

若年層向けセミナーに参加した大学生のみなさんが、デートDVについて意見交流しました。映像資料の作成や当日の運営・進行を担当したのは滋賀大学教育学部の学生のみなさん。グループ討議では、「どこが問題?」「自分ならどうする?」「二人の関係をよくするには?」と投げかけ、参加者は自己を振り返りながら、パートナーシップについて考えを深めました。

「モンスター彼女」や何気ない場面に潜む様々な暴力を再現した映像資料



## 参加者の感想から

- ★デートDVは、遠いようで意外と身近な問題。気づかぬうちに加害者や被害者になってしまうことを学びました。  
(3年生女子)
- ★相手を大切にする恋愛。つまり相手の友人関係やチャンスを尊重し、夢を応援できるような思いやりを持ちたいです。  
(3年生男子)
- ★支援者としての「友人」の存在が大切だと思いました。周りに悩んでいる人がいたら、手を差し伸べたいです。  
(3年生女子)
- ★「NO」のラインは人それぞれ。親密な関係だからこそ、わかった気にならないで自分の行動を見直すことが大切だと思いました。  
(4年生女子)

## ひとりで悩まないで…

★滋賀県では、性暴力被害者に対する総合的なケアのため、滋賀県産科婦人科医会推薦病院・おうみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警・滋賀県による連携体制のもと、

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖「SATOCO(サトコ)」による支援を開始しています。  
【24時間ホットライン電話 090-2599-3105】

【相談メール】

►satoco3105biwako@docomo.ne.jp  
►satoco3105biwako@gmail.com



## ★当センター「男女共同参画相談室」

じっくりと悩みや問題をお聴きしながら一緒に考えます。

►詳細は本誌裏面をご覧ください。



## ★警察総合相談（県民の声110番）

犯罪等による被害の未然防止等に関する相談・意見・要望を受け付けています。

►077-525-0110 または #9110 (局番なし)  
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15  
緊急の場合は110番で通報してください。

早めの相談が問題解決への第一歩です

## 若者がよりよい恋愛について 考えるきっかけとして

## より深く 「デートDV」が わかる資料

滋賀県では、若年層を対象に理解を深めてもらうための啓発DVD  
「ふたりがよりよい関係をつくるために～デートDVってなに?～」  
(県子ども・青少年局)および啓発冊子「あなたの恋愛充実度は  
何パーセント?」(県女性活躍推進課)を作成し、  
県内学校や関係機関などに配布しております。



### 『デートDVと恋愛』

伊田広行・著 大月書店2010年  
これまでのDV論に欠けていた恋愛観に関する考察を重視している。複雑な恋愛感情を単なるチェックシートだけでDVとは判断できない難しさなど、デートDV防止教育の意義とともに、問題点を追求し、当事者である若い人たちにちゃんと理解してもらえるような指導法の進め方を提案している。DV研究者や教育者向きのテキストとしておすすめ！



### 『たすけて』

松村裕美・文 長谷部昌子・絵  
おうみ犯罪被害者支援センター2014年  
犯罪の被害の種類、被害者の心や体の変化についてやさしい言葉と絵で心を落ち着かせられます。そして「たすけて」と言える勇気が持てるよう、その方法がわかるようになっています。  
▼下記サイトでもご覧いただけます。▼  
<http://ovsc.life.cocan.jp/pdf/tasukete.pdf>



### 『リベンジポルノ 性を拡散させる若者たち』

渡辺真由子・著 弘文堂 2015年  
相手の性的な画像や動画を、同意なしに公開・拡散する行為は「リベンジポルノ」と呼ばれる。しかし、責められるのは加害者よりも被害者、という特徴がある。撮らせる若者の思いを解明しなければ、リベンジポルノの被害は食い止められない。

★「DV、デートDV」について関心をもたれた方は、G-NETしが図書・資料室へお越しください。関係書籍の紹介や貸出を行っております。  
お気軽にお問い合わせください。

■電話 0748-37-3735  
■開室時間 9:00～17:00



★図書・資料室では男女共同参画の視点から選書した、多くの書籍・資料をご用意して皆様のご利用をお待ちしております。そのほか、毎月図書によりを発行したり、啓発や事業等に合わせた特集コーナーを開設したりしています。どなたでもお気軽に立ち寄りください。

2017  
10/22  
開催

平成29年度さんかく塾  
水無田気流さん講演会

# 新しい時代の幸福論

「居場所」のない男、「時間」がない女が幸せになるために



みなした きりう

水無田気流 さん

長時間労働、貧困、格差社会…。  
「普通の幸せ」は、なぜこれほどハードルが高いのか？

仕事以外の人生の選択肢に乏しく、“世界一孤独”とされる日本人男性。一方、婚活・妊活・保活…、家庭でも自分の時間を確保できない女性。その背景について、水無田さんは、さまざまなデータをわかりやすく解説されるとともに、これからのは「居場所」や「時間」を豊かにするために何が必要なのか、熱く語りました。よりよい社会をめざす強い信念と弱者への温かい眼差し、そして飾らないお人柄。台風にもかかわらず、参加いただいた皆さんには、その一言一言に大きくうなずいておられました。



「働き方改革」とともに、「暮らし方改革」を！

水無田 気流さん プロフィール 1970年生まれ。詩人・社会学者・國學院大學教授。

詩集に『音速平和』（中原中也賞）、『Z境』（晩翠賞）。

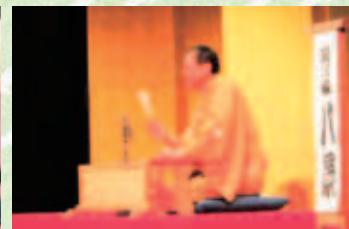
評論に『黒山ももこ、抜けたら荒野 デフレ世代の憂鬱と希望』（光文社新書）、『無頼化した女たち』（亜紀書房）、『シングルマザーの貧困』（光文社新書）、『「居場所」のない男、「時間」がない女』（日本経済新聞出版社）。

本名・田中理恵子名義で『平成幸福論ノート』（光文社新書）など。

2017  
12/3  
開催

## G-NETしがフェスタ2017開催!

平成29年12月3日、恒例の「G-NETしがフェスタ」が開催されました。今年は、家庭や地域、そして世代を超えた心のつながりを感じられる場にしたいという実行委員一同の願いから、「伝える 伝わる 韻き合う」がテーマに設定されました。当日は、「男女の自立と共同参画」のアピールのほか、どの世代も楽しめるコーナーが多く企画され、様々な出会いと気づき、つながりが生まれる一日になりました。



参加団体が活動をPR!  
キャラッパー & チャッパーも登場!

多くの方が会場にお越しくださいました

★オープニング：落語（近江家八景さん）

★クロージング：合唱コンサート（スマッシュ）

● ● ● ● ● 伝える 伝わる 韵き合う ● ● ● ● ●



伝えたい思い、伝えたい笑い、伝えたい夢、伝えたい味、伝えたい歌声。会場では、講座や体験、朗読発表、展示、物販など17ブースの出展があり、朝から大勢の人で賑わいました。ご来場いただいた皆様、工夫を凝らした企画を考えていただいた各団体の皆様、春からご準備いただいた実行委員の皆様、ありがとうございました。

# しがWO・MAN ネット講座

「しがWO・MANネット登録団体」がそれぞれの持ち味を活かし、当センターと協働して開催する本講座。平成29年7～12月に9講座が開催されました。

## ★主催：Woman's Ship

7月【ほめる子育て・夫育て。氣楽に「善」を知る講座】

講師：石川明美さん（ヒーリングroomティアラ代表）

9月【お誕生日から分かる？！あなたの特性を活かすお片付け術】

講師：中島由子さん（整理収納アドバイザー）

10月【資格とスキルを活かすために今できること～手作りコスメ体験～】

講師：田中由佳さん（手作りコスメアドバイザー）



## ★主催：お産＆子育てを支える会

9～10月【心理学で子育て、生き方を楽しもう（全2回）】

講師：井上知子さん（臨床心理士）

## ★主催：男女共同参画をすすめる会.JYOU淡海

11～12月【もうひと花！咲かせよう 健康バランスボール講座（全2回）】

講師：小島櫻さん（バランスボールインストラクター、県体育協会スポーツ指導士）

## ★主催：CAP滋賀

11月【「母娘関係」を考える～「私は私。母は母。」の著者による講座～】

講師：加藤伊都子さん（フェミニストカウンセリング堺）

## ★主催：ワークライフデザイン部

12月【しめ縄飾りワークショップ】 講師：増山いづみさん（ROSE+）

仕事や家事、人間関係によるストレスを和らげるコツや充実した生活を送るためのヒントを学ぶとともに、参加者が気軽に交流することができました。

また、一人の女性として一步踏み出された講師による講座は、起業が「特別なこと」ではなく、働き方の一つの選択肢であるという気づきの場になりました。



### \*しがWO・MANネットとは…

当センターを拠点に、互いが交流や学習することを通じて自らのエンパワーメントを図ることを目的とした登録制度。男女共同参画社会実現に向けて活動している、しようとしているグループが登録すると、団体・グループの活動として、「しがWO・MANネット講座」を活用し学習の機会を持ったり、当センター団体交流室を利用したりすることができます。詳細は当センターまでお問い合わせください。

## 滋賀県女性活躍推進課からのお知らせ

### (一財)近畿健康管理センター、内閣府「女性が輝く先進企業表彰」を受賞!!

この度、内閣府が実施する平成29年度「女性が輝く先進企業表彰」※1の内閣府特命担当大臣表彰を「滋賀県女性活躍推進認証企業」「滋賀県イクボス宣言登録企業」※2でもある一般財団法人近畿健康管理センターが受賞されました。

この表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績ならびにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業（団体）を表彰することによって、「女性が輝く社会」の実現を目的として実施されています。

一般財団法人 近畿健康管理センターは、巡回型各種健康診断・検査や施設型各種健康診断・検査に関する事業、健康の維持・増進等の普及啓発に関する教育・相談・指導・支援及び調査研究を行われており、女性活躍推進に係る取り組みに顕著な功績があったことが認められ今回の受賞となりました。



上段(左から)：近畿健康管理センター、積水ハウス、日本IBM、ヒューリック  
下段(左から)：平鹿悠真会、高島屋、安倍総理、野田大臣、東邦銀行

※1 内閣府では、平成26年度より女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があつた企業（団体）を表彰することによって、「女性が輝く社会」の実現に資することを目的として、内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を実施。

★今年度の受賞企業（団体） <内閣総理大臣表彰> 株式会社高島屋（大阪府）・株式会社東邦銀行（福島県）

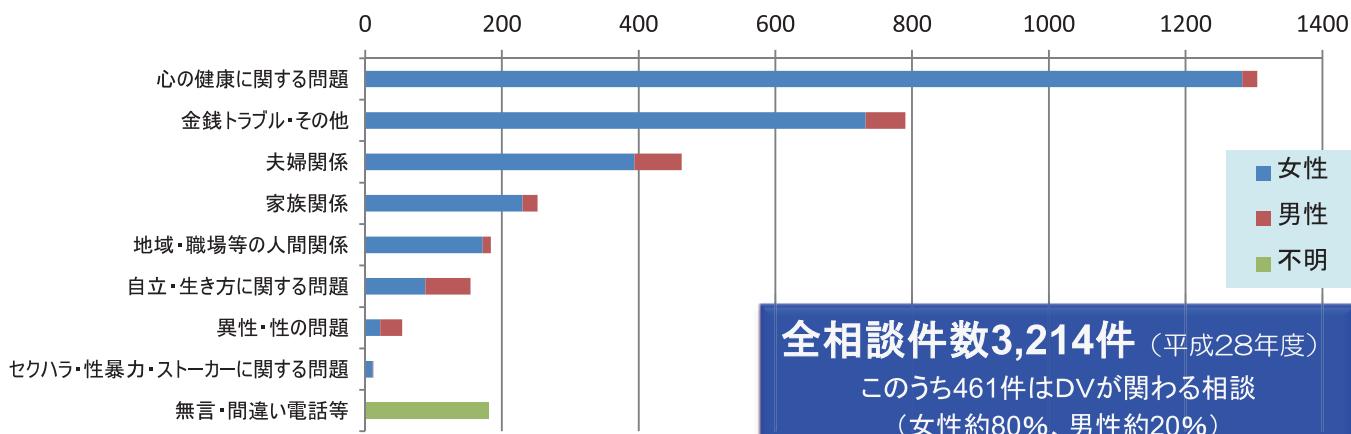
<内閣府特命担当大臣表彰> 一般財団法人近畿健康管理センター（滋賀県）、積水ハウス株式会社（大阪府）、日本アイ・ビー・エム株式会社（東京都）ヒューリック株式会社（東京都）、社会福祉法人平鹿悠真会（秋田県）

※2 滋賀県では企業等における女性活躍の取組促進を図ることを目的に「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を平成27年6月30日から実施しています（平成29年12月末現在171社）。また、「イクボス宣言」を行った企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的に「滋賀県イクボス宣言企業登録」を平成27年度から実施しています（平成29年12月末現在129社）。

# 男女共同参画相談室より

男女共同参画相談室では、男女差別、夫婦や家族、その他さまざまな人間関係における悩み、離婚やDVなどの相談を専任の相談員がお受けしています。下記は、平成28年度の相談件数です。

相談内容と件数(平成28年度)



無料  
相談

ひとりで悩まず相談を【相談専用電話】0748-37-8739

秘密  
厳守

専用電話にお電話いただければ、直接相談室につながります。匿名でも結構です。まずはお電話ください。電話相談の後、ご希望に応じて面接相談をお受けします。個別にじっくりと悩みや問題をお聴きし、解決に向けて一緒に考えていきます。

※男性相談の場合、男性の相談員の対応もできます。さらに、総合相談の後、ご希望に応じて専門相談につなぎます。  
予約制ですのでまずは専用電話にお電話ください。

◆総合相談(電話・面接・カウンセリング)◆ 火・水・金・土・日曜日 9:00~12:00 13:00~17:00  
木曜日 9:00~12:00 17:00~20:30

◆法律相談◆(要予約)

◆DVカウンセリング◆(要予約)

無料託児有り(7日前までに要予約)

## 無料託児のご案内

当センター主催の講座や相談に参加される場合、託児をご利用いただけます。

### 7日前までに要予約(各講座、相談等のお申し込みと同時にご予約ください)

幼児室では初めて託児を利用される方でも、安心して預けていただけるように細心の注意を図るとともに、楽しい保育を心がけています。

<託児をご利用いただける年齢>…生後6か月～就学前

<保育をお断りする場合>…熱が37.5度以上、もしくは体調不良と思われる場合、医療的ケアが必要な場合

<その他>…限られた場所とスタッフで異年齢の集団託児を行う都合上、保育が困難となった場合はお迎えを

お願いする場合がありますので、ご理解をお願いします

※当センターHPに詳細を掲載しています



JR近江八幡駅下車南口より500m（徒歩10分）  
またはJR近江八幡駅南口から近江バス  
「男女共同参画センター前」下車



## G-NETしが

滋賀県立男女共同参画センター情報誌 vol.34

発行日／平成30年3月1日

編集・発行／滋賀県立男女共同参画センター

〒523-0891

滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

【開所時間】午前9時～午後9時

【休所日】月曜日（祝休日除く）、

祝休日の翌日、年末年始、

施設点検日

【TEL】0748-37-3751

【FAX】0748-37-5770

【E-Mail】g-net@pref.shiga.lg.jp

【HP】http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/